

まだ間に合う医療費控除!! 特別編

～ この領収書は、ダメだとあきらめていませんか?? ～

今回は、特別編として確定申告前にご確認して頂きたい身近な医療費について、また介護費用の場合においては、必要証明書等を交えてお話をさせていただきます。

まさか!? 医療費は10万円を超えた分しか控除できないと思いませんか?

10万円を超えなくとも医療費の控除対象になる場合があるのです!!

医療費の範囲は、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合は、以下の算式で計算した金額を所得金額から控除することができます。



$$\left(\begin{array}{l} \text{その年中に支払った} \\ \text{医療費の総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{医療費を補てんする} \\ \text{保険金等の金額} \end{array} \right) - \star 10\text{万円} = \text{医療費控除額} \\ \text{(200万円が限度)}$$

★が重要です。10万円を超えなくても、所得金額が200万円未満の人は、所得金額の5%の金額を超えれば、その超えた金額が医療費控除金額となるのです!!

ところで... 歯の治療費を歯科ローンやクレジットで支払った事がありますか?

歯科ローンやクレジットは、患者が支払うべき治療費を信販会社（ローン会社等）が立替をしています。信販会社が立替払をした金額は、その患者のその立替払をした年（歯科ローン契約が成立した時）の医療費控除の対象になります。この時、領収証が無い事が考えられますが、医療費控除を受ける為の添付書類としては、歯科ローンの契約書の写しや信販会社の領収書をご用意頂けるとよいでしょう。

※注意)金利及び手数料相当分は医療費控除の対象になりません。



最後に... 介護用品として毎日使用する「おむつ」だからこそ、医療費控除を...

おむつ代について医療費控除を受けるには、確定申告の際に「おむつ使用証明書」(右図)の提出が必要です。

「おむつ使用証明書」は、現在治療を行っている医療機関が作成して交付することとされています。

また、寝たきりの65歳以上で要介護認定を受けている人のおむつ使用に係る医療費控除の適用においては、市町村長が交付するおむつ使用の確認書等で代用できることとされています。

おむつ使用証明書	
姓 名	
生 年 月 日	
病 名	以下が記載されている場合は、必ず記載してください。
治療科	入院(内)診 在宅で治療中()
治療費	1ヶ月未満 1ヶ月以上1年未満 1年以上
上記の項は、患者の病状により、既に治療を中断中であり、このおむつ使用が必須であることも認めます。	
発 行 年 月 日	
医療機関名	
住 所	
医師氏名	
<small>※1 領収書は、医療機関に対して領収書の発行により、発行して治療を行っている医師が記帳すること。 ※2 【おむつ代】が認められる場合は、その収支票に、また、【おむつ代】欄に「おむつ代」と記載し、その金額を記入すること。また、【おむつ代】欄に、その記載の金額に、次の説明を記すこと。</small>	

まだまだ控除対象となる医療費の領収書はございます。この領収書はダメと決めつけず、まずは、我々JSKまでご連絡ください。

詳しい内容やご質問がございましたら

TEL: 06-6313-1369 までお問い合わせください。